

## 指定給水装置工事事業者に係る申請書・届出書の提出先(表紙)

水道事業者 殿

令和 4 年 5 月 16 日

申請者 フリガナ 氏名又は名称 カンサイスイドウヨウヒンカブシキガイシャ 関西水道用品株式会社  
 住所 〒561-0852 大阪府豊中市服部本町2-8-19  
フリガナ 代表者氏名 トカジ ハジメ 代表取締役 戸梶 創  
 電話番号 06-6863-6764  
 FAX番号 06-6866-0253  
 メールアドレス [info@kansaisuidou.co.jp](mailto:info@kansaisuidou.co.jp)



下記のとおり、申請書・届出書を提出します。

## 1. 申請・届出をする書類(ひとつだけの□に✓を入れて下さい)

この「表紙」は、申請書・届出書毎に作成し、各書類の前に付けて下さい。

- ①指定給水装置工事事業者指定申請書～様式第1、別表、様式第2  
 ②指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書～様式第10  
 ③指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書～様式第11  
 ④給水装置工事主任技術者選任・解任届出書～様式第3

## 2. 申請・届出をする水道事業者(□に✓を入れてください)

申請・届出をする水道事業者数 3 者

NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック	NO.	水道事業者名	チェック
1	奈良市 公営企業管理者	✓	8	御所市 水道事業管理者		15	斑鳩町 水道事業管理者		22	上牧町 水道事業管理者	
2	大和高田市 上下水道事業管理者		9	生駒市 水道事業管理者		16	安堵町 水道事業管理者		23	王寺町 水道事業管理者	
3	大和郡山市 上下水道事業 の管理者	✓	10	香芝市 水道事業管理者 の権限を行う市長	✓	17	川西町 水道事業管理者		24	広陵町 上下水道事業管理者	
4	天理市 上下水道事業 の管理者		11	葛城市 水道事業管理者		18	三宅町 水道事業管理者		25	河合町 水道事業管理者	
5	橿原市 上下水道事業管理者 の権限を行う市長		12	宇陀市 水道事業管理者 の権限を行う市長		19	田原本町 水道事業管理者		26	吉野町 水道事業管理者	
6	桜井市 水道事業管理者		13	平群町 水道事業管理者		20	高取町 水道事業管理者		27	大淀町 上下水道事業管理者	
7	五條市 水道事業管理者		14	三郷町 水道事業管理者		21	明日香村 水道事業管理者		28	下市町 水道事業管理者 の権限を行う町長	

指定給水装置工事事業者指定事項変更届出書

水道事業者 殿

令和 4 年 5 月 16 日

届出者

氏名又は名称 関西水道用品株式会社  
住 所 大阪府豊中市服部本町2 - 8 - 19  
代表者氏名 代表取締役 戸梶 創

水道法第25条の7の規定に基づき、次のとおり変更の届出をします。

フリガナ 氏名又は名称	カンサイスイドウヨウヒンカブシキガイシャ 関西水道用品株式会社		
住 所	大阪府豊中市服部本町2 - 8 - 19		
フリガナ 代表者の氏名	代表取締役 <sup>トカジ</sup> 戸梶 <sup>ハジメ</sup> 創		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
代表者変更 役員の名	代表取締役 戸梶 博夫  監査役 戸梶 邦子	代表取締役 戸梶 創 取締役 戸梶 博夫 監査役 戸梶 輝子	

(備考) この用紙の大きさは、A列4番とすること。

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第25条の3第1項第3号イからへまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 4 年 5 月 16 日

申請者

氏名又は名称 関西水道用品株式会社  
住 所 大阪府豊中市服部本町2-8-19  
代表者氏名 代表取締役 戸梶 創

水道事業者 殿

## 履歴事項全部証明書

大阪府豊中市服部本町二丁目8番19号  
関西水道用品株式会社

会社法人等番号	1209-01-023254	
商号	関西水道用品株式会社	
本店	大阪府豊中市服部本町二丁目50番地	
	大阪府豊中市服部本町二丁目8番19号	昭和43年 1月 1日住居表示実施
公告をする方法	当会社の公告は官報に掲載してする。	平成18年 4月 8日変更
		平成18年 4月28日登記
会社成立の年月日	昭和23年5月7日	
目的	(1) 上下水道用品の売買 (2) 水道メーター検針、開閉栓、未収整理、水道メーターの取替等の業務 (3) 給排水設備工事 (4) 金属くずの売買 (5) 前各号に付帯関連する一切の事業 平成19年11月30日変更 平成19年12月19日登記	
発行可能株式総数	3万2000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 2万株	
株券を発行する旨の定め	当会社の株式については、株券を発行する 平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記	
資本金の額	金1000万円	
株式の譲渡制限に関する規定	当会社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。 平成18年 4月24日設定 平成18年 4月28日登記	

役員に関する事項	取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	平成29年12月14日重任
			平成29年12月15日登記
	取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	令和 1年12月11日重任
			令和 1年12月12日登記
	取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	令和 3年12月14日重任
			令和 3年12月16日登記
	取締役	<u>戸 梶 創</u>	平成29年12月14日重任
			平成29年12月15日登記
	取締役	<u>戸 梶 創</u>	令和 1年12月11日重任
			令和 1年12月12日登記
	取締役	<u>戸 梶 創</u>	令和 3年12月14日重任
			令和 3年12月16日登記
	取締役	<u>村 上 裕 司</u>	平成29年12月14日重任
			平成29年12月15日登記
	取締役	<u>村 上 裕 司</u>	令和 1年12月11日重任
		令和 1年12月12日登記	
取締役	<u>村 上 裕 司</u>	令和 3年12月14日重任	
		令和 3年12月16日登記	
大阪府高槻市南平台五丁目32番8号 代表取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	平成29年12月14日重任	
		平成29年12月15日登記	
大阪府高槻市南平台五丁目32番8号 代表取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	令和 1年12月11日重任	
		令和 1年12月12日登記	
大阪府高槻市南平台五丁目32番8号 代表取締役	<u>戸 梶 博 夫</u>	令和 3年12月14日重任	
		令和 3年12月16日登記	

	大阪府豊中市寺内一丁目1番38-304号 代表取締役 戸 梶 創	平成29年12月14日就任 ----- 平成29年12月15日登記
	大阪府豊中市服部本町五丁目8番11号 代表取締役 戸 梶 創	令和 1年12月11日重任 ----- 令和 1年12月12日登記
	大阪府豊中市服部本町五丁目8番11号 代表取締役 戸 梶 創	令和 3年12月14日重任 ----- 令和 3年12月16日登記
	監査役 戸 梶 邦子	平成28年12月14日重任 ----- 平成28年12月22日登記  令和 1年12月11日辞任 ----- 令和 1年12月12日登記
	監査役 戸 梶 邦子	令和 1年12月11日就任 ----- 令和 1年12月12日登記  令和 3年12月14日辞任 ----- 令和 3年12月16日登記
	監査役 戸 梶 輝子	令和 3年12月14日就任 ----- 令和 3年12月16日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	----- 平成28年12月22日登記
	取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記
	監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社  平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年 5月17日登記
	登記記録に関する事項	平成元年法務省令第15号附則第3項の規定により 平成14年 9月12日移記

大阪府豊中市服部本町二丁目8番19号  
関西水道用品株式会社



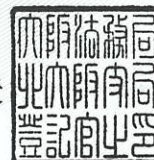
これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明  
した書面である。

(大阪法務局北大阪支局管轄)

令和 4年 5月 2日

大阪法務局北大阪支局  
登記官

尾 崎 道 夫



整理番号 I 5 2 6 2 6 7

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

4 / 4

# 定 款

関西水道用品株式会社



# 関西水道用品株式会社定款

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、関西水道用品株式会社と称する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 上下水道用品の売買
- (2) 水道メータ検針、開閉栓、未収整理、水道メータの取替等の業務
- (3) 給排水設備工事
- (4) 金属くずの売買
- (5) 前各号に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、官報に掲載してする。

(機関)

第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役

## 第2章 株 式

(株券の発行)

第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、32000株とする。

(株式の譲渡制限)

第8条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する株式の売渡請求)

第9条 当社は、当社の株式を相続その他の一般承継により取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すよう請求することができる。

(株式の取扱)

第10条 当社が発行する株券の種類並びに株式の移転、質権設定、信託、その他株式に関する事項は、法令、定款および取締役会の定める株式取扱規則による。

(基準日)

- 第11条 当社は、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、株主又は登録質権者として権利を行使することができる者を確定する必要があるときは、予め公告して臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(開催時期、招集地)

- 第12条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に招集し、臨時株主総会はその必要ある場合に招集する。
2. 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地において招集することができる。
3. 取締役社長は、株主に対して株主総会の日の1週間前までに招集通知を発する。

(招集権者及び議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、他の取締役が招集する。
2. 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たり、取締役社長に事故あるときは、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

- 第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第15条 当社の株主は、代理人をもってその議決権を行使することができる。
2. 前項の場合、代理人は当社の株主に限るものとし、代理権を証する書面を当社に提出することを要する。

(株主総会の議事録)

- 第16条 株主総会の議長は、株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項について記載又は記録した議事録を作成する。

### 第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

- 第17条 当社の取締役は、3名以上とする。

(取締役の選任)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

2. 代表取締役は会社を代表し、会社業務を執行する。
3. 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
4. 取締役会は、その決議により相談役および顧問若干名を置くことができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、会日の3日前までに発する。但し、緊急の場合には、この期間を短縮できる。

(取締役会の決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第5章 監査役

(監査役の員数及び権限)

第27条 当社の監査役は、1名以上とする。

2. 監査役は、取締役の職務の執行を監査する。

(監査役の選任)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。

(監査役の報酬等)

第30条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第31条 当社の事業年度は、毎年10月1日から翌年9月末までとする。

(剰余金の配当)

第32条 剰余金の配当は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。

2. 前項の配当がその支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れるものとする。

3. 未払の配当金には利息をつけないものとする。

以上

上記は当社の現行定款に相違有りません。

令和4年5月2日

大阪府豊中市服部本町2丁目8番19号

関西水道用品株式会社

代表取締役 戸 梶 創

